別紙

令和5年度持続的生産強化対策事業の第2次公募に係る事業審査基準について

審査基準については、持続的生産強化対策事業実施要領別表4の共通の審査基準及び別表4の規定 に基づき定める各事業の審査基準のとおりとする。

別表4 (審査基準)

要領本体第3の1(3)の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共涌の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となってい		
【目的・目標の	るか。	十分認められる。	5
妥当性】	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	概ね認められる。	3
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題	認められない。	0
	の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。		
効率性	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。		
【事業実施計	・予算計画は妥当なものになっているか。	十分認められる。	5
画の妥当性】	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	概ね認められる。	3
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	一部認められる。	1
		認められない。	0
実現性	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、		
【事業実施体	役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するため	十分認められる。	5
制の妥当性】	に効果的な実施体制となっているか。	概ね認められる。	3
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実	一部認められる。	1
	績を相当程度有しているか。	認められない。	0
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適し		
	た事業実施場所が選定されているか。		
	・事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処		
	理能力を有しているか。		
公益性	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。		
【国の支援の	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果	十分認められる。	5
妥当性】	が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な	一部認められる。	1
	役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できる	認められない。	0
	など、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。		

2 各事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
1	※事業ごとに別紙に定める。	※事業ごとに別紙に	※事業ごとに
		定める。	別紙に定め
			る。
2		※事業ごとに別紙に	※事業ごとに
		定める。	別紙に定め
			る。

- (注1) 要領第4の1の革新計画において、今後の普及すべき新たな営農体系の実施に産地全体の環境整備が必要な場合の取組方針として活用想定事業等が定められており、その内容が適切と判断される場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。なお、革新計画との関連した事業を申請する場合にあっては、革新計画が策定されていることを証明できる書類を添付することとする。
- (注2)輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)に基づき策定された輸出事業計画において、関連事業 に関する事項等が定められており、農林水産大臣により認定されている場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイン トを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注3) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)に基づき 策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認 定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合は、優先的に採択するものとする。ただし、追 加公募には適用しないものとする。
- (注4) みどりの食料システム法に基づく基本計画で定められた、又は別紙に定める期日までに定められる見込みの特定区域を含む 地域を事業実施地域として取り組む場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる。ただし、追加公募に は適用しないものとする。
- (注5) 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画について、みどりの食料システム法に基づき都道県 知事の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに 加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (注6) 基盤確立事業実施計画について、みどりの食料システム法に基づき主務大臣の認定を受けている場合又は別紙に定める期日までに認定を受けることが明らかな場合は、1及び2に定めるポイントに加え1ポイントを加算できる、又は優先的に採択するものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

2 各事業の審査基準(畜産経営体生産性向上対策のうち ICT 化等機械装置等導入事業)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①畜産に関す	・我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。	5つ満たす。	5
る知見	・畜産現場で使用される ICT 機器に関する知見を有しているか。	4つ満たす。	4
	・畜産経営における ICT 機器等の導入による効果を十分に判断でき	3つ満たす。	3
	る知見を有しているか。	2つ満たす。	2
	・リース契約等、機械導入に係る契約方法に関する知見を有してい	1つ満たす。	1
	るか。	1つも満たさない。	0
	・我が国の畜産に係る施策についての知見を有しているか。		
②事業実施に	・過去に国又は独立行政法人農畜産業振興機構の畜産に係る事業に	5つ満たす。	5
必要なその他	ついて、過去実施した経験を有しているか。	4つ満たす。	4
の知見・能力	・多額の補助金扱うため、直近の決算時において借入金がない等、	3つ満たす。	3
	財務状況が特に健全な団体であるか。	2つ満たす。	2
	・事業実施主体として、全国の取組主体からの多くの申請(補助対	1つ満たす。	1
	象、事業実施計画の内容等)を的確かつ迅速に審査する能力を有し	1つも満たさない。	0
	ているか。		
	・全国の畜産農家に対して広く事業の執行が可能な体制を有してい		
	るか。		
	・導入機械の契約や農家の経営状況等の情報を取り扱うため、個人		
	情報保護に関する知見を特に有しているか。		

2 各事業の審査基準(作付体系転換支援事業)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 有効性·新	・土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、かつ、当	5つ満たす。	5
規性	該目的に沿った取組がなされるか。	4つ満たす。	4
	・実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。	3つ満たす。	3
	・新品種や新技術等の導入に取り組んでいるか。	2つ満たす。	2
	・当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して	1つ満たす。	1
	新技術等に取り組むことが期待できるか。	1つも満たさない。	0
	・本事業で今まで採択されていない取組であるか。		
② 妥当性	・事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。	5つ満たす。	5
	・生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性	4つ満たす。	4
	に鑑みて妥当か。	3つ満たす。	3
	・試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門	2つ満たす。	2
	性を幅広く有しているか。	1つ満たす。	1
	・事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構	1つも満たさない。	0
	成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。		
	・生産性向上重点地域の一部又は全部において、実質化された人・		
	農地プラン又は地域計画(ただし、令和5年度中に限り、工程表(「地		
	域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について(令和4年		
	9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通		
	知)に基づき作成したものをいう。)を作成し、策定に向けた協議		
	の場の設置を予定している場合を含む。) が作成されているか。		

2 各事業の審査基準 (養蜂等振興強化推進)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実効性	・事業内容は、養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接	5つ満たす。	5
	的な効果が期待できるものとなっているか。	4つ満たす。	4
	・養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事	3つ満たす。	3
	後評価手法は具体性があるか。	2つ満たす。	2
	・地域における課題が十分に分析されているか。	1つ満たす。	1
	・地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。	1つも満たさない。	0
	・協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が		
	含まれているか。		
② 波及効果	ア 蜂群配置調整適正化支援事業	5つ満たす。	5
	・蜜源植物の植栽面積が合計3ha 以上増加する計画となっている	4つ満たす。	4
	'nο	3つ満たす。	3
	・飼育箱数を3%以上増加(生存率が5%以上の向上)又は維持	2つ満たす。	2
	(農薬被害等からの退避が関与する場合等) する計画となって	1つ満たす。	1
	いるか。	1つも満たさない。	0
	・長期的な蜜源として利用可能な蜜源樹木を 200 本以上植栽する		
	計画となっているか。		
	・協議会を構成する都道府県において、蜂群配置調整の適正化に		
	資する取組(蜜源植裁等)を支援する予算が本公募年度の前年		
	度に成立したか。		
	・検討会議で検討された事項又は蜂群配置調整に資する実態把握		
	調査等により得られるデータを蜂群配置調整に活用する計画と		
	なっているか。		
	イ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業		
	・対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のう		
	ち、協議会に参加している園芸農家の割合が、60%以上である		
	か。		
	・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。		
	・園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。		
	・蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。		
	・10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。		
	ウ 在来種マルハナバチの利用拡大支援		
	・成果目標の指標が、事業実施前と比べ 60 ポイント以上増加す		
	るか。		
	・利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。		
	・園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。		
	・利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となってい		
	るか。		
	・10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。		

2 各事業の審査基準 (地域の生産体制強化・需要創出事業)

評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植	4%以上	4
	等の実施面積を1%以上増加。	3 %以上	3
		2 %以上	2
	茶の改植等を実施するに当たり、以下のいずれかに該当する場合、	1 %以上	1
	1 ポイント追加する。		
		左記のとおり	1
	①実質化された人・農地プランが策定されている場合又は工程表が		
	公表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合		
	②経営再開マスタープランが策定されている場合又は工程表が公		
	表され、1経営体以上が中心経営体に位置付けられている場合		
	③地域計画が策定され、1経営体以上が目標地図に位置付けられて		
	いる場合若しくは工程表(「地域計画の策定に取り組む地区の工		
	程表」の作成について(令和4年9月22日付け4経営第1531		
	号農林水産省経営局経営政策課長通知)に基づき作成される工程		
	表をいう。以下同じ。)を作成し、協議の場が設置されている場		
	合		
	④当該年度に農地中間管理機構と連携して取り組む場合		
成果目標(2)	・有機栽培への転換に必要な資材の導入を行う場合にあっては、	 有機 JAS 認定の取	1
	有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機 JAS 認定等	得	
	の有機認証取得割合を100%。		
	・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証	10%以上	4
	取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	8%以上	3
		5%以上	2
		2%以上	1
 成果目標(3)		 34 以上	5
	 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「や	26 以上	4
	 ぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じ	18 以上	3
	た数とする。)	10 以上	2
		2以上	1
 成果目標(4)		 25 ポイント以上	5
	の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割	20 ポイント以上	4
	 合を直近値より5ポイント以上増加。	15 ポイント以上	3

		 10 ポイント以上	2
		5 ポイント以上 	1
成果目標(5)	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化	5つ以上	5
	に資する以下の取組を1つ以上取り組む。	4つ	4
	(a)ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する	3つ	3
	先端技術の実証ほの設置	2つ	2
	(b)新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの	1つ	1
	設置		
	(c)生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥		
	の実施や点滴施肥技術の導入		
	(d)機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化		
	(e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等		
	の栽培・加工の取組の実施。		
成果目標(6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポ	25 ポイント以上	5
	イント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
成果目標(7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割	25 ポイント以上	5
	合を5ポイント以上増加。	20 ポイント以上	4
		15 ポイント以上	3
		10 ポイント以上	2
		5ポイント以上	1
成果目標(8)	産物 1 kg 当たり又は 10a 当たり労働時間を直近値の 2 %以上低	10%以上	5
	減。	8%以上	4
		6%以上	3
		4 %以上	2
		2 %以上	1
成果目標(9)	産物 1kg 当たり又は 10a 当たりの肥料費 (施肥量) 又は農薬費 (農	18%以上	5
	薬使用量) を直近値より 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(10)	農業機械等リース支援を実施する場合に、直近3年の平均値に比	18%以上	5
	べて荒茶 1 kg 当たり燃油等使用量を 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1

成果目標(11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により	16%以上	4
	直近の凍霜害等による被害単収から 10%以上の単収向上を図る。	14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
	・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は		
	1 ポイント追加	収入保険制度への加	1
		入	
成果目標(12)	 凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の	18%以上	5
	平均コストから 10%以上削減する。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(13)	事業実施主体が実施する地区(以下「実施地区」という。)に	13%以上	5
	おいて、茶の合計の生産量を5%以上増加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(14)	 関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9 %以上	3
		7 %以上	2
		5 %以上	1
成果目標(15)	 (人材確保策の検討に取り組む場合)	5 人以上	5
	受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1
	•		

⁽注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅱ 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2

			T
		5%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増	11%以上	5
	加。	9%以上	4
		7%以上	3
		6%以上	2
		5%以上	1
成果目標(5)	10a 又当たりは繭 100kg 当たり労働時間を直近値の 2 %以上低	10%以上	5
	減。	8%以上	4
		6%以上	3
		4 %以上	2
		2 %以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
 成果目標(7)	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創	 5 契約以上	5
	出。	4 契約	4
		3 契約	3
		2契約	2
		1 契約	1
成果目標(8)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5 人以上	5
	受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

Ⅲ 対象作物がいぐさの場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ	11%以上	5
	年の平均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7 %以上	3
		5%以上	2
		3 %以上	1

成果目標(2)	1戸当たりの収穫面積(ほかの農家から収穫作業を受託する面	18%以上	5
	積を含む。)を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、一戸当たりの畳表の生産量を直近3ヶ年の平	11%以上	5
	均値に比べて3%以上増加。	9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標(4)	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3ヶ年の平	11 ポイント以上	5
	均値に比べて3ポイント以上増加。	9 ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標(5)	10a 当たりの労働時間を直近値の 2 %以上削減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4 %以上	2
		2%以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(7)	いぐさ原草1kg 当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に	18%以上	5
	比べて 10%以上削減。	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標(8)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4 人	4
		3人	3
		2人	2

⁽注)達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅳ 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料向け)の場合

審査基準評価項目	配分基準	ポイント
----------	------	------

成果目標(1)	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積	20%以上	4
	を5%以上増加。	15%以上	3
		10%以上	2
		5 %以上	1
	・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植促進に取	農地中間管理機構と	1
	り組む場合は1ポイント追加。	の連携	
	 実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を	2507 N. F	
成果目標(2)		25%以上	5
	5%以上增加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5 %以上 	1
成果目標(3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当たりの労働	10%以上	5
	時間を2%以上低減。	8 %以上	4
		6 %以上	3
		4 %以上	2
		2 %以上	1
成果目標(4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗と	5つ以上	5
	して供給。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標(5)	1 つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を	5 契約以上	5
	締結。	4契約	4
		3 契約	3
		2契約	2
		1 契約	1
成果目標(6)	1 つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を	5つ以上	5
	満たす。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標(7)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合又は薬用作	5人以上	5
	物の新植の促進に取り組む場合)実施地区において、受益農業従	4人	4
	事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増	3人	3
	加。	2人	2
		1人	1
 成果目標(8)	 関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		L	L

		7 %以上	2
		5%以上	1
成果目標(9)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

V 対象作物が薬用作物(漢方薬の原料以外向け)の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積	90%以上	5
	を50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標(2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を	90%以上	5
	50%以上拡大。	80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標(3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の 10a 当たりの労働	25%以上削減	5
	時間を5%以上削減。	20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標(4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗とし	5 つ以上	5
	て供給。	4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標(5)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合)事業実施後に実	13 人以上	5
	施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む	11 人以上	4
	農業従事者が5人以上増加。	9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標(6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標(7)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を	13%以上	5
	5%以上增加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7 %以上	2
		5%以上	1
成果目標(2)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5	13%以上	5
	%以上增加。	11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(3)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a 当たりの	25%以上	5
	労働時間を5%以上削減。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標(4)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の 10a 当たりの	25%以上	5
	収量を5%以上増加。	20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
成果目標(5)	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確	5 社以上	5
	保。	4 社	4
		3 社	3
		2社	2
		1 社 	1
成果目標(6)	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の	7人以上	5
	受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物	6人	4
	の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	5人	3
		4人	2
		3人	1
成果目標(7)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直	13%以上	5
	近値の5%以上向上。	11%以上	4

		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標(8)	(永年性工芸作物の改植に取り組む場合)	5%以上	5
	事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積	4 %以上	4
	に対する改植の実施面積を1%以上増加	3%以上	3
		2%以上	2
		1 %以上	1
成果目標(9)	(人材確保策の検討に取り組む場合)	5人以上	5
	受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

Ⅷ 需要の創出に係る取組(作物共通)を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標(1)	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標(2)	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の	5%以上	5
	割合を1%以上確保。	4%以上	4
	なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施	3%以上	3
	主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	2%以上	2
		1%以上	1
成果目標(3)	新たな販路を1つ以上拡大。	5つ以上	5
	なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売	4つ	4
	先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の	3つ	3
	取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも	2つ	2
	含むこととする。	1つ	1
成果目標(4)	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35 以上	5
		28 以上	4
		21 以上	3
		14 以上	2
		7 以上	1
成果目標(5)	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向	13%以上	5
	上。	11%以上	4
		9%以上	3
		7 %以上	2

	5 %以上	1

2 各事業の審査基準(国内産いもでん粉高品質化推進事業)

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・10a 当たり収量が 1 %以上増加	10%以上增加	5
		8%以上増加	4
		6%以上増加	3
		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1 %未満増加	0
	・食品用でん粉販売金額のシェアが 1.4%以上増加	7.0%以上増加	5
		5.6%以上増加	4
		4. 2%以上増加	3
		2.8%以上増加	2
		1.4%以上増加	1
		1.4%未満増加	0
	・いもでん粉製造工場における製造歩留りが 0.1%以上増加	0.5%以上増加	5
		0.4%以上増加	4
		0.3%以上増加	3
		0.2%以上増加	2
		0.1%以上増加	1
		0.1%未満増加	0
②事業実施主	・効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いもの生	5つ満たす。	5
体の的確性	産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有しており、	4つ満たす。	4
	事業を的確に行える能力を有しているか。	3つ満たす。	3
	・事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にあるか、	2つ満たす。	2
	又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係にある、	1つ満たす。	1
	若しくはその関係になることが見込まれるか。	1つも満たさない。	0
	・農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場(又は同等のでん		
	粉を製造する工場)であるか、又は当該工場へのでん粉原料用い		
	もの出荷を推進しているか。		
	・砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の認定(経		
	営改善計画の認定)を受けている工場であるか、又は当該工場へ		
	のでん粉原料用いもの出荷を推進しているか。		
	・事業実施主体が所属する共同組織全体の集荷実績が、当該道県の		
	でん粉原料用いもの収穫量の2割を超えているか、又は、当該工		
	場へのでん粉原料用いもの出荷を推進しているか。		

2 各事業の審査基準(さとうきび農業機械等導入支援事業) 現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。 以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】		
	・10a当たりの労働時間を 10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	О
	・10a当たりの労働時間を 10%以上削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	О
	・作付面積を1%以上増加	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1 %未満	0
	・生産量を5%以上増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	0
	・作型別栽培の 10 a 当たり収量を 5 %以上増加		5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5 %未満	О
	・土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加		5
		24 ポイント以上	4
		18 ポイント以上	3
		12 ポイント以上	2
		6ポイント以上	1
		6 ポイント未満	0

2	地域にお	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在	5つ満たす。	5
	ける重要	する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。	4つ満たす。	4
	性	・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれている	3つ満たす。	3
		か。	2つ満たす。	2
		・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農	1つ満たす。	1
		地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けら	1つも満たさない。	0
		れることが確実と認められている者がいるか。		
		・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組と		
		なっているか。		
		・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械		
		等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。		